

## 契約書・同意書・確認書（該当に○を記入）

（対象物所在地）

（対象物名称）

に係る、

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第3条第2項に規定する防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な要件及び防火管理者の業務の外部委託に必要な事項は下記のとおりとし、委託者（甲）は、防火管理者の業務についての当該権限を受託者（乙）に付与することに同意する。

### 記

#### 第1 防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限

令第3条第2項及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第2条の2第2項第1号に規定する防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限は次のとおりとする。

- 1 防火管理に係る消防計画の作成及び変更に関する権限
- 2 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関する権限
- 4 火気使用設備等の使用制限等に関する権限
- 5 避難施設等に置かれた物件を除去する権限
- 6 劇場等の適正な収容人員の管理に関する権限
- 7 火元責任者その他防火管理業務従事者に対する指示及び監督に関する権限
- 8 その他防火管理者の責務を遂行するため必要な権限

#### 第2 防火管理上必要な業務の内容

- 1 令第3条第2項及び規則第2条の2第2項第2号に規定する防火管理上必要な業務の内容は次のとおりとする。
  - (1) 防火管理に係る消防計画の作成及び変更に関すること。
  - (2) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
  - (3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の監督に関すること。
  - (4) 火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
  - (5) 避難施設等の管理に関すること。
  - (6) 収容人員の適正な管理に関すること。
  - (7) 火元責任者その他防火管理業務従事者に対する指示及び監督に関すること。
  - (8) その他防火管理者として行うべき業務に関すること。
- 2 この防火管理者の業務の委託範囲は、甲の占有するすべての部分に適用する。

### 第3 防火管理上必要な事項

令第3条第2項及び規則第2条の2第2項第3号に規定する防火管理上必要な事項の内容は次のとおりとする。防火管理者に選任される者は、甲から当該事項について説明を受け、十分な知識を有していなければならない。

- 1 防火対象物の位置、構造及び設備等の状況
- 2 防火管理体制及び自衛消防組織の編成
- 3 従業員等に対する防火上必要な教育実施状況
- 4 消火、通報及び避難の訓練の実施状況
- 5 その他防火管理上必要な事項

### 第4 防火管理に関する責任

甲は、乙に防火管理上必要な業務を適切に行わせるための監督責任を負い、防火管理上の最終的な責任を負うものとする。

### 第5 \_\_\_\_書の効力

譲渡又は契約の解除等をする場合は、本 \_\_\_\_書における内容は、効力を失う。

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

#### (甲) 防火管理者の業務の委託者

名称（法人名）

所在地

電話番号

代表者職・氏名

#### (乙) 防火管理者の業務の受託者

名称（法人名）

所在地

電話番号

代表者職・氏名

防火管理者職・氏名